

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正のあらまし

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正により、法律の題名及び引用条文の変更、並びに同法第105条第1項の改正に伴う手数料事務及び名称の変更を行うため、文京区建設事務手数料条例（平成12年3月文京区条例第25号）の規定の一部を改正する。

2 新旧対照表

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）新旧対照表

| 改正後(案) | | | | | 現行 | | | | |
|--|--|---|------|--------------|--|--|--|------|--------------|
| 文京区建設事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 令和〇年〇月〇日 条例第〇号 | | | | | 文京区建設事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 | | | | |
| 第一条から第五条まで（略） 付 則(令和〇年〇月〇日条例第〇号) この条例は、令和八年四月一日から施行する。 | | | | | 第一条から第五条まで（略） | | | | |
| 別表第一(第二条関係) | | | | | 別表第一(第二条関係) | | | | |
| 事務 | 名称 | 額 | 徴収時期 | | 事務 | 名称 | 額 | 徴収時期 | |
| 1から6 6まで | (略) | (略) | (略) | | 1から6 6まで | (略) | (略) | (略) | |
| 67 | マンションの再 生等の円滑化に 関する法律(平 成十四年法律第 七十八号)第百 六十三条の五十 九第一項の規定 による建築物の 容積率等に関す る特例の許可の 申請に対する審 査 | 要除却等 認定マン ションの 建替えに より新た に建築さ れるマン ション又 は要除却 等認定マ ンション の更新が されるマ ンション の容積率 等の特例 許可申請 手数料 | 十六万円 | 許可申請 のとき。 | 67 | マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律 (平成十四年法 律第七十八号) 第百五条第一項 の規定による建 築物の容積率に 関する特例の許 可の申請に対す る審査 | 要除却認 定マンシ ョンの建 替えによ り新たに 建築され るマンシ ョンの容 積率の特 例許可申 請手数料 | 十六万円 | 許可申請 のとき。 |
| 54の4 から71 まで | (略) | (略) | (略) | (略) | 54の4 から71 まで | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 別表第二(第二条関係)(略) | | | | | 別表第二(第二条関係)(略) | | | | |
| 別表第三(第二条関係)(略) | | | | | 別表第三(第二条関係)(略) | | | | |